

発議案第8号

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年11月29日提出

提出者 北上市議会議員 藤本金樹

賛成者 北上市議会議員 三宅靖

同 阿部眞希男

同 星敦子

同 高橋孝二

同 鈴木健二郎

提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく北上市特別職の職員の期末手当の改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（平成20年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
2	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬</p>

の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。